

平成 19 年度

事業計画書

第 33 期

社団法人 日本鉄源協会

平成 19 年度事業計画

1 . 鉄源の需給安定、品質及び処理技術の向上に関する事業

定款第 4 条第 1 号から第 4 号に掲げる事業について、別紙 1 「事業内容」のとおり実施する。

2 . 鉄屑に関する加工処理施設の近代化に必要な資金の借入りに係る債務の保証

定款第 4 条第 5 号に掲げる債務保証事業について、別紙 2 「債務保証事業計画書」のとおり実施する。

事業内容

定款第 4 条第 1 号から第 4 号に掲げる事業について、事業計画を下記のとおり定める。

1. 鉄源に関する調査・研究

鉄源に関する国内外の需給動向調査

鉄スクラップ市況モニター調査（毎週）

地域別、品種別流通調査（四半期別）

全国鉄鋼蓄積量の試算（2006 年度末における推計）

鉄スクラップ検収規格検討委員会の開催（別紙 3 参照）

世界の鉄源需給動向調査の実施

（平成 17 年度実施した「環太平洋圏における鉄源需給の現状と展望」のフォローアップ）（別紙 4 参照）

2. 情報提供・情報交流

「クォーターリーてつげん」の発行（年 4 回）

「鉄源年報」発行（毎年 7 月発行予定）

ホームページによる情報提供（随時更新）

「てつげん短信」発行（各月上旬発行予定）

需給流通委員会の開催

会員交流会の開催（平成 19 年 6 月 5 日定時総会終了後に予定）

以上

別紙 2 . 債務保証事業計画書

定款第 4 条第 5 号に掲げる債務保証事業について、事業計画を下記のとおり定める。

記

1 . 被保証人

本業務にかかわる被保証人となる資格を有するものは、次の各号に掲げる条件を備えているものとする。

- (1) 本会の特別会員(会員が定款第 6 条第 2 項第 2 号に規定する団体の場合はその構成員)又は普通会員であること。
- (2) 鉄スクラップ加工処理設備の近代化を実施しようとするものであって当該近代化のため協会の債務保証が得られなければその実施が困難であるもの。

2 . 保証対象資金

鉄スクラップ加工処理設備並びに公害防止施設又は産業廃棄物処理施設等の取得に伴って必要となる次の資金とする。

- (1)放射性物質混入防止対応に係る資金
- (2)自動車リサイクル法(「使用済自動車の再資源化等に関する法律」)対応に係る資金
- (3)環境及び産業廃棄物処理対応に係る資金
- (4)労働安全化対応に係る資金
- (5)物流改善化対応に係る資金
- (6)その他、協会が認める資金

3 . 保証の規模

債務保証基金 7 億 2,330 万円の 10 倍に相当する 72 億 3,300 万円とする。

4 . 保証金額の最高限度

1 被保証人に係る保証金額の最高限度は、3 億 5000 万円とする。ただし、公害防止施設又は産業廃棄物処理施設を共同で設置する場合は、5 億円とする。

5 . 保証期間

保証期間は、据置期間を含めて、鉄スクラップ加工処理設備については 7 年以内、公害防止施設又は産業廃棄物処理施設については 15 年以内とする。

6 . 担保及び連帯保証

(1)担保

被保証人に対する保証金額のうち、6000 万円以内の額については、購入設備の譲渡担保又は不動産等の物的担保を求めるものとする。被保証人に対する保証金額 6000 万円を超え

る保証については、不動産等の物的担保を求めるものとする。

(2)連帯保証

被保証人が法人の場合は、代表取締役全員の、又個人の場合は、法定相続人等の連帯保証を求めるものとする。

7 . 保証料

不動産等の物的担保設定の場合は、保証金額に対し年 0.5%、また購入設備の譲渡担保設定の場合は、保証金額に対し年 0.8%とする。

8 . 保証債務の管理

協会は、保証債務について次の管理業務を行う。

- (1)保証料の徴収
- (2)被保証人からの債務保証書記載の条件による借入金の内入償還の管理
- (3)被保証人と金融機関との間における融資条件の変更に伴う保証条件の変更
- (4)その他、被保証人の財産、経営、業況等の調査等

9 . 保証債務の履行、求償権の管理

協会は、必要に応じ次の業務を行う。

- (1)保証先金融機関の請求による代位弁済の実行
- (2)求償権その他一切の権利の保全
- (3)求償権の回収及び損害金の徴収

以上

「鉄スクラップ検収統一規格検討委員会」の開催（案）

協会では、運営委員会のもとに「スクラップ品質向上対策委員会」を設置し、鉄スクラップの品質向上対策について、17、18年度の2年間にわたって検討を行ってきた。

18年度は、鉄スクラップの品質に係る実態調査を需要・供給両者に対して行い、問題点の顕在化と対応策を検討・整理し、その結果を報告書にとりまとめた。報告書の最後には今後実施すべき課題として、建設リサイクル法への対応、日本鉄源協会「検収統一規格」の見直し、品質向上対策（検収実務）マニュアルの作成、HS輸出コードの改正要望の4点をあげた。

19年度は上記課題を受け、建設リサイクル法への対応とHS輸出コードの改正については事務局の検討課題とし、「検収統一規格」見直しと検収実務マニュアル作成については、検討組織として「鉄スクラップ検収統一規格検討委員会」を設置することとする。

・主要検討課題

- 1．検収統一規格見直しの要否検討
- 2．検収統一規格品種分類・定義等の見直し検討
- 3．品質向上対策（検収実務）マニュアル作成の要否検討

・検討方法

委員会は、基本的に従前の「スクラップ規格検討委員会」（平成15年6月設置）を引継ぎ、新に鋳物関係者等を加えた「鉄スクラップ検収統一規格検討委員会」として開催し、検討を行う。

・検討期間

平成19年4月から1年間。但し要否検討については19年度上期中に結論を出す予定。

・検討に係る費用

本検討に要する費用は、主に会議開催に係る費用として一般予算から支出する。

以 上

別紙 4

「世界の鉄スクラップ需給動向調査」(案)

鉄源協会では、これまで海外鉄源需給に関する調査事業として、1996 年度に「アジアにおける 2000 年時点の冷鉄源需給の展望」、2000 年度「環太平洋圏における鉄源の需給・リサイクル動向調査」、2005 年度「環太平洋圏における鉄源需給の現状と展望」を実施してきた。

今年度は、世界的な鉄スクラップの需給状況の包括的な調査を行うと同時に、鉄スクラップ市場に対する影響が大きいトルコ、中国、韓国、台湾等の鉄スクラップの需要国・地域と米国、ロシア、日本等の鉄スクラップ供給国の動向を国・地域別に調査し、今後の日本の鉄スクラップ需給に係る諸問題を検討する参考資料とする。

・調査内容と項目

1．世界の粗鋼生産と鉄スクラップ需給動向

- (1) 各国別炉別粗鋼生産
- (2) 各国別鉄スクラップ輸出入および見掛消費量
- (3) 各国別粗鋼生産における鉄スクラップ使用原単位
- (4) 主要国の向け先別鉄スクラップ輸出量
- (5) 主要国の購入国別鉄スクラップ輸入量

2．主要需要国の粗鋼生産と鉄スクラップ需給の現状と見通し

粗鋼生産と鉄スクラップ消費量推移および鉄スクラップ主要輸入先の変動を以下の国・地域について調査する。

- (1) トルコ
- (2) 中国
- (3) 韓国
- (4) 台湾

3．主要供給国の鉄スクラップ需給の現状と見通し

粗鋼生産と鉄スクラップ消費量推移および鉄スクラップ主要輸出先を下記 3 カ国について調査する。

- (1) 米国
- (2) 日本
- (3) ロシア

・調査方法

文献、データ解析、国内関係先へのヒアリング調査および現地調査。

・調査費用

300万円： 調査委託費 文献調査費 現地調査費 文献資料費・報告書作成費

・調査時期 平成 19 年 6 月～平成 20 年 2 月

以 上